

●香川県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成30年8月10日から同月31日まで一般の縦覧に供する。

平成30年8月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺府中線（18号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市金蔵寺町本村659番 1地先から	前	13.8～25.1	51	道路改修工事に伴う現道 拡幅及び平成27年香川県 告示第276号で変更した 区域の一部
善通寺市金蔵寺町本村651番 1地先まで	後	13.8～25.1	51	

- 4 供用開始の期日 平成30年8月10日